

発議第 2 号

市議会議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及び松阪市議会会議規則第 88 条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

令和 5 年 3 月 23 日 提出

松阪市議会議長 山 本 芳 敬

記

1 議会報告会

(1) 派遣日、派遣場所及び派遣議員

派 遣 日	派 遣 場 所	派 遣 議 員
5 月 14 日(日)	鎌中地域交流センター	環境福祉委員会(7 人) 沖和哉議員、松本一孝議員、奥出かよ子議員、橋大介議員、殿村峰代議員、米倉芳周議員、海住恒幸議員
5 月 17 日(水)	橋西地区市民センター	総務企画委員会(7 人) 久松倫生議員、田中正浩議員、野呂一平議員、東村佳子議員、赤塚かおり議員、堀端脩議員、山本芳敬議員
5 月 18 日(木)	嬉野地域振興局	建設水道委員会(7 人) 松岡恒雄議員、坂口秀夫議員、小川朋子議員、楠谷さゆり議員、野呂一男議員、濱口高志議員、中島清晴議員
5 月 20 日(土)	飯高地域振興局	文教経済委員会(7 人) 中村誠議員、西口真理議員、森遥香議員、小野建二議員、吉川篤博議員、市野幸男議員、深田龍議員

(2) 派遣目的 議会報告会開催のため